

平成 23 年第 4 回安城市議会定例会付議案件

内 容	
議案番号	第 6 2 号議案
議案名	安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び安城市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>スポーツ基本法の施行に伴うもの 公布の日～</p> <p>1 安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 報酬の支払の対象となる職名の改正 体育指導委員 → スポーツ推進委員</p> <p>2 安城市スポーツ振興審議会条例の一部改正 (1) 題名の改正 安城市スポーツ振興審議会条例 → 安城市スポーツ推進審議会条例 (2) 審議会の名称の改正 スポーツ振興審議会 → スポーツ推進審議会 (3) 委員の要件の変更</p>
議案番号	第 6 3 号議案
議案名	安城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>障害者自立支援法の改正に伴うもの (1) - 公布の日～ (2) - 24. 4. 1～</p> <p>引用している障害者自立支援法の条項名の変更 (1) 第 1 0 条の 2 第 2 号中「第 5 条第 1 2 項」「同条第 6 項」→「第 5 条第 1 3 項」「同条第 7 項」 (2) 第 1 0 条の 2 第 2 号中「第 5 条第 1 3 項」→「第 5 条第 1 2 項」</p>
議案番号	第 6 4 号議案
議案名	安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>障害者自立支援法の改正に伴うもの (1) - 公布の日～ (2) - 24. 4. 1～</p> <p>引用している障害者自立支援法の条項名の変更 (1) 第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「第 5 条第 1 2 項」「同条第 6 項」→「第 5 条第 1 3 項」「同条第 7 項」 (2) 第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「第 5 条第 1 3 項」→「第 5 条第 1 2 項」</p>

内 容	
議 案 番 号	第 6 5 号議案
議 案 名	安城市税条例等の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方税法の改正に伴うもの 公布の日～</p> <p>平成 2 4 年度分以降の個人市民税の寄附金税額控除の見直し (1) 適用下限額を 5 千円から 2 千円に引き下げる。 (2) 適用対象に、特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、市民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるもの（特別の利益が寄附者に及ぶと認められるものを除く。）を追加する。</p>
議 案 番 号	第 6 6 号議案
議 案 名	安城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴うもの 公布の日～</p> <p>1 災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲の拡大 災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）を加える。また、兄弟姉妹の災害弔慰金を受け取る順位は、配偶者、子、父母、孫及び祖父母の次とする。</p> <p>2 適用区分 改正後の規定は、平成 2 3 年 3 月 1 1 日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。</p>
議 案 番 号	第 6 7 号議案
議 案 名	安城市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>市営住宅の入居の手続を変更することにより、入居者の負担軽減を図るもの 24. 1. 1～</p> <p>1 連帯保証人の数 2 人 → 1 人</p> <p>2 入居可能日から入居までの期限 1 5 日以内 → 3 0 日以内</p>

内 容	
議 案 番 号	第 6 8 号議案
議 案 名	安城市コミュニティ住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>コミュニティ住宅の入居の手続を変更することにより、入居者の負担軽減を図るもの</p> <p>24. 1. 1～</p> <p>1 連帯保証人の数 2人 → 1人</p> <p>2 入居可能日から入居までの期限 15日以内 → 30日以内</p>
議 案 番 号	第 6 9 号議案
議 案 名	平成 2 3 度安城市一般会計補正予算（第 5 号）について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 7 0 号議案 ～ 第 7 4 号議案
議 案 名	平成 2 3 年度安城市特別会計補正予算について
摘 要	<p>国民健康保険事業（第 3 号） 下水道事業（第 1 号） 安城北部土地区画整理事業（第 1 号） 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業（第 1 号） 介護保険事業（第 2 号）の 5 会計</p> <p>資料別添</p>

内 容	
議 案 番 号	議案第75号
議 案 名	工事請負契約の締結について
摘 要	<p>(仮称) 安祥福祉センター・児童センター建設主体工事</p> <p>場 所 安城市安城町地内</p> <p>概 要 構造 鉄筋コンクリート造</p> <p>面積 1階 848.88㎡ 2階 747.98㎡ 計 1,596.86㎡</p> <p>内容 機能回復訓練室 集会室 教養娯楽室 遊戯室 図書室ほか</p> <p>契 約 金 額 334,950,000円</p> <p>契約の相手方 安城市安城町若葉199番地2 株式会社丸山組 代表取締役 丸山光夫</p> <p>契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札</p> <p>工 期 ~平成25年1月31日</p>
議 案 番 号	議案第76号
議 案 名	愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
	<p>長久手町が市制を施行することに伴うもの 24. 1. 4~</p> <p>規約の別表に規定する広域連合議員の選挙に係る選挙区を構成する市町村の変更 長久手町 → 長久手市</p>

内 容	
議 案 番 号	諮問第1号
議 案 名	人権擁護委員の推薦について
摘 要	<p>委員 篠田千代子及び柴田哲子の任期満了（平成24年3月31日）に伴う後任の推薦</p> <p>人権擁護委員 任期 3年 委員数 8人</p> <p>要件 本市議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のあるもの（社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等）又は弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、若しくはこれを支持する団体の構成員</p>